

# 工事請負契約変更状況(6月分)

平成27年7月1日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
126205	道路建設課	仙北町駅自由通路エレベーター設置その3工事	128,304,000	128,498,400	115,214,400	141,877,440	13,573,440	10.6%	(7)	3	H27.6.4	鉄建建設(株)
126213	道路建設課	盛岡駅南大通線(大沢川原工区)電線共同溝その2及び街路築造舗装その2工事	110,160,000	111,196,800	95,990,400	112,976,640	2,816,640	2.6%	(7)	3	H27.6.9	(株)司組
526158	下水道整備課	東黒石野排水区面整備工事	2,808,000	3,019,680	2,574,720	2,974,320	166,320	5.9%	(4)	1	H27.6.10	(株)熊坂建設
126355	道路管理課	市道湯沢団地南線外1路線歩道補修その3工事	3,758,400	4,168,800	3,518,640	4,017,600	259,200	6.9%	(4), (7)	1	H27.6.16	(有)大高建設
126220	道路管理課	市道大塚浅岸線浅岸橋橋梁補修工事	46,148,400	53,245,080	45,674,280	48,104,280	1,955,880	4.2%	(4)	3	H27.6.19	(株)東北工商
127007	玉山建設課	市道古川岩手温泉線横断函渠改良工事	2,538,000	2,925,720	2,486,160	2,688,120	150,120	5.9%	(7), (9)	1	H27.6.22	(有)黒澤建設
526119	水道建設課	材木町外地内配水管移設その1工事	12,528,000	12,598,200	—	13,797,000	1,269,000	10.1%	(4)	2	H27.6.24	盛岡ガス工業(株)
126245	道路管理課	市道本宮149号線外1路線舗装新設改良その2工事	12,312,000	12,346,560	10,550,520	13,348,800	1,036,800	8.4%	(4)	3	H27.6.25	(株)上の島
127006	道路建設課	市道東中野門線道路舗装工事	2,268,000	2,579,040	2,190,240	2,904,120	636,120	28.0%	(4), (9)	1	H27.6.26	みちのく工業(株)
126050	市街地整備課	新田上川原線街路築造及び宅地造成等工事	99,036,000	111,682,800	97,308,000	111,701,160	12,665,160	12.8%	(4)	3	H27.6.29	(株)司組
126112	道路建設課	市道岩手飯岡駅南公園線道路改良工事	87,156,000	98,506,800	85,580,280	87,328,800	172,800	0.2%	(4)	3	H27.6.29	(株)司組
526016	下水道整備課	仁王田圃分区第二工区污水管布設工事	10,152,000	10,455,480	—	12,510,720	2,358,720	23.2%	(4)	3	H27.6.29	(株)協和エクシオ
526050	下水道整備課	高松池排水区管設置及び上田茶屋分区第一工区污水管布設	89,856,000	102,678,840	88,965,000	99,550,080	9,694,080	10.8%	(4), (6)	2	H27.6.29	(株)内澤建設
126205	道路建設課	仙北町駅自由通路エレベーター設置その3工事	128,304,000	128,498,400	115,214,400	146,458,800	18,154,800	14.1%	(4)	4	H27.6.30	鉄建建設(株)

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面, 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。

# 工事請負契約変更状況(6月分)

平成27年7月1日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約					受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	

- (4) 工事現場の形状, 地質, 湧水等の状態, 施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか, 当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。